

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.013

処 分 名	身体障害者措置費用の徴収額の決定・変更
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第38条第1項及び第2項の規定により、障害福祉サービスの措置及び施設入所等の措置に要した費用として、当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「身体障害者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第10条第1項～第3項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービス等の措置に要する費用の徴収)

第10条 福祉事務所長は、法第38条第1項及び第2項の規定により、障害福祉サービスの措置及び施設入所等の措置に要した費用として、当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「身体障害者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。

3 福祉事務所長は、徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、第1項の規定による当該費用を負担すべき者に対し、身体障害者措置費用徴収額決定・変更通知書（様式第13号）により通知しなければならない。

一部改正〔平成19年規則32号・21年16号〕